

「京丹後市保育所再編等推進計画（案）」に対する意見とそれに対する市の考え方

項目	意見要旨	市の考え方
計画全般	<p>この計画は、審議会答申に基づいて定めるとなっている。審議会 は、保育所のあり方について、純粹に保育の立場から審議されて いるのか。審議会が、財政のことを気にしすぎて、保育そのもの について、純粹にどうあるべきかと考えるのを避けてしまってい るようにはか思えない。</p>	<p>健康と福祉のまちづくり審議会は、「京丹後市審議会等の会議の 公開に関する条例」の定めるところにより、その審議内容等につ いて公開しており、ホームページにおいても審議資料を含めご覧 いただけるようにしています。また、会議録の閲覧制度もありま すのでご利用いただき、確認いただければと存じます。</p> <p>審議会答申は平成 17 年 12 月 20 日に出されましたが、平成 16 年 12 月には行財政改革大綱が策定され、また平成 17 年 10 月に策 定された行財政改革推進計画の策定作業とほぼ同時進行という状 況下での審議であったことは事実です。しかし、審議会は、審議 会本来の役割である『市における健康と福祉のまちづくりの推進』 という立場において慎重審議されたものです。</p>
4 . 推進方針	<p>推進方針は、保育の一層の充実を目指すとなっているが、その 推進方策となると市としての責任、保育に関する一貫したものが 見えてこない。</p> <p>乳幼児保育の充実があげられ、実際に希望者が多いと聞してい る。今の乳幼児保育ニーズが本当に必要なものかどうか精査し、 計画規模を決定すべきである。乳幼児保育や早延長保育の拡充が、 親と子のかかわりをさえぎり、両者の成長の機会を逃すようなこ とにならないよう、乳幼児保育等の拡充については市民的なコン センサスをまとめることも市の仕事だと思う。</p>	<p>児童福祉法は、その 2 条において「国及び地方公共団体は、児 童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を 負う。」と規定し、その上で 3 9 条は「保育所は、日々保護者の委 託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目 的とする」と定めています。</p> <p>ご意見の主旨は、乳幼児保育ニーズの高まりと親子の関係を、 子育てという観点から危惧されてのものと思いますが、家庭での 保育に欠ける児童を保育するという保育所の第一義の役割はゆる がせにできないものであり、ニーズに対応することが求められて いると考えます。</p> <p>その上で、ご指摘の内容は子育てという点で重要であると認識 しており、今後の施策に生かすよう努めさせていただきます。</p>

5. 推進方策		
1) 小規模保育所等の統廃合	<p>地域の保育所をなくすことは避けたほうが良いが、これだけ子どもが少なくなるとは、小規模保育所の統廃合もやむを得ないとも思える。地域の中で十分な論議がなされることを望む。</p> <p>『統廃合する場合、該当の保育所の地域住民や保護者と充分協議し、合意のうえ統廃合する』ことを必須条件とすべき。</p>	<p>計画の推進にあたっては、保育所の保護者並びに地域住民等関係者との意見調整が不可欠であると認識しており、その旨を計画に明記する方向で検討します。</p>
<p>小規模保育所を統合していくことは仕方ないかと思うが、大規模保育所では、通所バスの時間が早くて乗せられず、結局は送っていくとか、保育士と話ができない、また安全面での問題などがあると聞く。大規模ばかりが良いとは言えず、子ども・保護者にとって良い統廃合計画としてほしい。</p>	<p>入所児童数の多い保育所においては、少人数の場合に比較して、子どもと保育士、保護者と保育所の接点が希薄になりやすい課題があると認識しています。</p> <p>既存の大規模保育所においても、様々な工夫や努力により、この課題の解決を図っているところであり、その成果や教訓が生きるよう、具体的な統廃合計画の協議を進めたいと考えます。</p>	
<p>わが子の場合、小規模保育所だったので親と保育所の信頼関係も持ちやすかった。大きな保育所の年少組がロープを持ち散歩する姿を見ると悲しいものがある。</p>	<p>保育所の適正規模については、入所児童の総数よりも、各年齢ごとの人数と全体の年齢構成がどうであるかが重要と考えています。</p>	
<p>統廃合により大規模保育所になると、保育士にゆったり接してもらったり、目を行き届かせてもらいにくくなるのではないかと。子育ての悩みなど、保育士と話ができにくい環境になるのではないかと。</p> <p>地域に保育所があることで、相談もできる。小規模でも残してほしい。</p> <p>統廃合で大規模園になる場合は、適正規模の保育所とすべきです。大規模園は、こどもにとっても、働く保育士にとっても負担</p>	<p>例えば、20人で1クラスを基準とした場合、20人いっぱいの場合と15人のクラスとでは、保育士とこどもの関係は自ずと変わります。また、20人であれば1クラスですが、30人いれば15人の2クラスとなります。このこともご理解いただければと存じます。</p> <p>また、保育所における子育てへの相談機能の一層の強化が求められていることに対応できるよう、職員研修を充実し、安心して相談いただける体制を築きたいと考えています。</p>	

<p>2) 社会福祉法人への移管</p>	<p>やストレスが多く、安全面での不安など保育環境として望ましくない。多くても90人程度までが適正と思う。</p> <p>財政が厳しいから民営化しないとやっていけないという考え方は、保育を安くで済ませようということに他ならない。民間なら安くで済ませられると考えているのなら、民間保育所で働くものを軽んじている。少子化対策が論議されている今、保育所は行政の責任で維持していただきたい。</p> <p>病院の赤字に関し『病院は大事だから公立でやる』と言われたそうだが、保育は大事ではないのか。市としてどうしても守っていかなければならないこと、行政として責任を持たなければならないことは何なのか。真剣に考え、病院が公立なら保育所も公立で考えるべきで、急いで決めないでほしい。</p> <p>保育をどうしようとしているのか、市長の考え方の明確な表明が必要ではないか。これまで公立でやってきたものを、2箇所程度とはいえ民間に任せるということは大変な変化です。その大問題がパブリックコメントで終わりではどうでしょうか。市民にはよくわからないまま物事が進んでいくだけです。もっとしっかりと説明が必要です。</p>	<p>民営化については、『社会福祉法人』という限定の計画としている点をまずご理解いただきたいと存じます。</p> <p>社会福祉法人は、高齢者福祉や障害者福祉などにおいても福祉サービスの担い手として重要な役割を果たしており、いわば『準公的』存在です。平成12年に国の規制が緩和され、従来は地方公共団体または社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営主体が、株式会社等にも認められるようになりましたが、本市の状況等を勘案し、この計画においては社会福祉法人への移管としています。</p> <p>本市では、すでに社会福祉法人が運営する認可保育所が1か所ありますが、児童福祉法の規定により『保育は市町村の責務において実施しなければならない』とされていることを受け、入所等の受付業務は市が行っていますし、保育料も条例に基づき公立保育所と同額を市が徴収しているところです。本計画は、このことを前提としているものです。</p> <p>社会福祉法人への移管は、29保育所1分園という市立保育所の、それぞれの状況を検証する中で、今後の保育所のあり方として、統廃合とともに必要な方法であるとの立場から計画案に盛り込んだものです。特に、保育の多様性や保育水準の確保という点で、市内に一定数の社会福祉法人による保育所があることが望ましいと考えています。</p> <p>その上で、計画の推進のためには、保護者の皆さんや地域の皆</p>
----------------------	---	---

<p>これまで、それぞれの地域に保育所がほしいという声を受け、各町が努力して保育所を建設してきたし、地域も協力してきた。それを簡単に民営化と決めてよいのか。</p> <p>保育ニーズにこたえるために必要かもしれないが、子どもたちは「京丹後市の宝」ではないでしょうか。行政が責任を持った保育を希望します。</p> <p>民間に変わると保育の質より利益追求に変わり、安心安全な保育が損なわれるのではないか。</p> <p>少子化対策が叫ばれる中、一番責任をもたなければならない市が責任放棄の計画ではないか。</p> <p>民営化ということも充分説明があったわけでもないのに、民間移管ということは説明会でも聞いていない。保育所の土地や建物は市民全体のものであり、安易に譲るべきものではないと考える。</p> <p>また、夜間や休日保育等の特別保育を実施するとあるが、これは公立であってもできるのではないか。民間に任せることを考える前に、公立保育所で、どうやったらよりよい保育ができるか考えるべきではないか。</p> <p>私自身、大阪で民間保育所の勤務経験があるが、子どもにとっ</p>	<p>さんのご理解とご協力が不可欠であるところから、次のような手順を踏んで、慎重を期したいと考えています。</p> <p>現在、社会福祉法人への移管を進める上での基準やルールとなる「市立保育所民間移管ガイドライン（仮称）」の検討を進めており、まとまり次第ガイドライン案を公表し、今回同様にパブリックコメントも実施したいと考えています。</p> <p>想定される内容は、事業者の範囲、対象保育所の選定基準、対象保育所決定・公表から社会福祉法人へ移管するまでの期間、事業者の募集方法や選定基準、移管するための準備期間や保育の方法、移行後の市の関与や支援等、できるだけ詳細に定める予定としています。</p> <p>このたびのご意見のうち、移管に関する幾つかの部分の具体的なお答えは、このガイドライン案の中でお示しできるのではないかと考えており、その機会にはあらためてご意見をいただきながら、より良いルールを定めたいと思います。</p> <p>繰り返しになるかとは思いますが、保育業務を行政が直接実施するか社会福祉法人に業務を委託するかに関わらず、自治体の責任において保育が行われなければならないという原則に立ち、将来にわたって責任ある保育をどう確保していくかという立場からの計画であると考えています。従って、保育を委託又は移管する場合にあっても、行政としての責任を果たす上で必要となる条件を厳守し、児童並びに保護者の皆さんの安全安心の確保に努めさせていただきます。</p>
--	---

て一番大切な保育ができるのは公的機関だからこそです。『営利目的』で『保護者のニーズ重視』では子どもがかわいそうです。『子どもにとってよい保育』が大切で「保護者の都合の良い保育」であってはなりません。

資格を持った保育士が見てくれるかどうか心配である。また、サービスが全てお金に加算されるのではないかと不安です。

働く親の支援や長時間保育、乳児保育の要求について、京丹後市がしっかりと責任を持つべきである。安易な民間移管は市の保育を民間任せにするものです。市街地2園というのは、中心的で大きなところであり、行政の手の届かない民間に任せるというのは大問題です。目標年度が19年度となっていることもあまりにも拙速すぎます。もっと議論すべきです。

説明が不足しているという点については、先に触れたように、手順を踏んで、段階に応じて説明することが必要と考えています。

ご指摘のとおり、説明会等における社会福祉法人への移管という点については、計画の中の一つの柱としているという程度の説明に終わっています。それは、統廃合等の計画が具体的に保育所名を掲げて、該当する保護者会や地域に説明させていただいたのに対し、社会福祉法人への移管は、現段階においては保育所を特定した計画としておらず、具体的な説明対象者を特定できない状況であったことをご理解いただきたいと存じます。

先述したガイドラインがまとめ、それにしたがって対象保育所案をお示しできる段階において、初めて具体的に説明もでき、また関係する皆さんとの話し合いも可能と考えます。

なお、特に「移管」に関し説明がされていないというご意見を受け、計画においては「移管又は委託」とどめ、具体的手法の検討はガイドラインに委ねさせていただきます。

夜間や休日の特別保育を公立で行う努力をという点については、平成18年度から試行的に土曜日の午後保育を2保育所で実施しているように、公立保育所においても重要な課題であると認識しています。しかし現実には、職員のローテーションや財政負担など、困難な課題も山積しているところです。

制度的に、社会福祉法人等の民間保育所に対しては、特別保育に対する国の補助制度があり、公立と比較して取り組みやすい環境があります。このことから、一つの柱として特別保育の実施を計画するものです。

<p>6. 教育委員会との連携</p> <p>1) 認定子ども園等の幼保一体化</p>	<p>対象とする子どもが異なっている施設（施策）を一緒にするというのはどうか。そして、いろんな基準は低いほうに合わせるといことで、適当にくっつけただけという印象です。早期教育をしないと遅れるというような考え方から、幼稚園的なことをさせないといけないと脅迫的な風潮は、保護者を不安にし、それに拍車をかけるだけです。</p> <p>目標年度が19年度からとなっているのは早すぎるので、もっと各方面との議論が必要であり、早急な結論は出さないように望む。</p>	<p>幼保一体化については、認定こども園の制度化が進められており、現在その詳細部分のつめの作業が行われている状況にあります。全容が明らかになった段階で、その内容検討からしなければならぬと考えます。したがって、19年度に一定の結論が出るという想定は困難であろうと考えます。</p> <p>京丹後市では、幼稚園は2箇所のみであり、全国的な幼稚園の定員割れ状況とは異なる状況があります。子育て世代のご意見を充分お聞きしながら、教育委員会と福祉部局の連携の中で実態を踏まえた検討を進めたいと思います。</p>
<p>7. 具体計画</p> <p>(全般)</p>	<p>具体的な計画を見ると、すぐにでも実施しようと考えているであろう内容は平成19年度からと記載してあり、調整等で時間のかかりそうな内容は平成20年度とか21年度とあります。新聞では、民間移管も幼保一体化も平成21年度を目途に行うよう書いてありましたが、これらのことも19年度から実施しようと考えているのではないですか。</p> <p>統廃合について早めに進めようと考えている地域では、説明会が持たれているようだが、民間移管や幼保一体化は市民に詳しく説明されていません。統廃合は地元調整をしながら、できることから徐々に、民間移管等は市民の意見をそれほど聞かずに、すぐにでも進めるといふふうに思えます。この二つの取り組み方があまりに異なっており、まったく誠意が感じられない。</p>	<p>目標年度は、いずれも「概ね」としてしています。これは、いずれの内容も、保護者や地域の皆さんの一定の合意が不可欠な問題であり、話し合いの過程まで想定できないと考えているからです。その上で、社会福祉法人への移管等についても、手順を踏みながら丁寧に進めたいと考えており、ご意見のように19年度実施は想定していません。</p> <p>また、統廃合と民営化の説明会等の違いについては、先に触れたとおりであり、意図的に進めているものではないことをご理解ください。</p>

<p>(大宮北統廃合)</p>	<p>地域の中に保育所がなくなり、散歩のときのにぎやかな子どもたちの声も聞かれず、さみしい限りです。子どもを狙っての犯罪が多い中、地域で子どもを守ろうといわれていますが、地域に保育所があるときにはどこの子供がよくわかりましたが、今はどの家に小さな子供がいるかわからない状況です。</p> <p>せめて 50 人から 60 人くらいのアットホームな保育所で、小さな子供たちを育ててほしいです。大宮北保育所計画も今一度考え直してほしいです。</p>	<p>子供たちの安全の確保にとって、地域の力はきわめて大きいものと認識しており、今後とも様々な形でご協力をお願いしたいと考えています。</p> <p>大宮北保育所（仮称）について、統廃合の範囲も含め関係する皆様のご意見を充分にお聞きしながら、また先述したような大規模保育所の課題解決にも努めながら、より良い計画となるよう努力させていただきたいと存じます。</p>
<p>(野間統廃合)</p>	<p>計画該当地区の保護者会として話し合いの場を何度か設けてきました。現時点での計画案は不透明な点多々あり、判断材料が乏しいため、計画の詳細等々を明確にしてほしい。説明会など設けてほしい。</p>	<p>いただいたご意見のとおり対応させていただきます。</p>
<p>(弥栄町域全体及び和田野統廃合)</p>	<p>計画案のうち、弥栄町全域の保育所再編計画は、その場しのぎの応急的で、長期的展望が不十分であり、子育て支援・少子化による入所見減・通所問題・保育施設・環境・幼保一体化などを充分考慮のうえ、弥栄町全域の再編計画が必要である。</p> <p>和田野保育所については、その廃止後、溝谷保育所への通所が想定されているが、この案では地域全般の保育行政の展望・見通しもなく、今一度の再編検討が必要である。</p> <p>以上の点を踏まえ、弥栄町住民全体への計画案の説明・懇談会が不十分であるので、計画決定までに（説明会等を）開催してほ</p>	<p>この計画は、一般的な事務事業等の計画とは異なり、関係する多くの皆さんの理解や同意があって始めて達成可能な内容の計画です。</p> <p>このため、計画推進目標期間において「平成 18 年度から当面平成 22 年度までの 5 か年とするが、終期を定めず、毎年度見直す」としているとおり、推進の方向性を示したものであると認識しています。</p> <p>したがって、計画策定をスタートとして、あらためて関係の皆さんとの懇談等を進めさせていただく中で、地域に即した保育所</p>

	しい。	のあり方を検討させていただきたいと存じます。 なお、計画案では、この点での説明が不十分でありましたので、必要な加筆修正を検討いたします。
--	-----	---